第八号中(164)を(168)とし、(84)から(163)までを(88)から(167)までとし、(83)を(86)とし、その次に次のように加える。

(87)　イストラデフィリン

第八号中(82)を(85)とし、(52)から(81)までを(55)から(84)までとし、(51)を(53)とし、その次に次のように加える。

(54)　アミノレブリン酸

第八号中(50)を(52)とし、(5)から(49)までを(7)から(51)までとし、(4)を(5)とし、その次に次のように加える。

(6)　アコチアミド

第八号中(3)を(4)とし、(2)を(3)とし、(1)の次に次のように加える。

(2)　アカンプロサート

○農林水産省告示第六百八十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年三月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在

所　愛知県北設楽郡豊根村三沢字桑原沢一の一、一の三、三の一、九の一から九の三まで、九の五、九の八から九の一一まで、一〇（次の図に示す部分に限る。）、一〇の一、一一、一二の二、坂宇場字ワルサワ一の二（次の図に示す部分に限る。）、設楽町川合字岩井沢二、三、五、六、字宇連三六、三七、神田字保六　二〇、二三、二四、二五の一、二五の三、字明治一の六、津具字箱渕一の七九から一の八二まで

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場

所　愛知県北設楽郡設楽町田内字島太郎一から五まで、六の一から六の四まで、七、八、九の一から九の三まで、一〇から一五まで、一六の一、一九から二七まで、二八の一、二九の一、三〇の一、三〇の二、字平戸屋七、八、字細田一、二、三の一から三の四まで、四から一〇まで、一二、一三の一、一四から一六まで、字大戸谷一から七まで、八の一から八の三まで、九から一三まで、一四の一、字閉良廃戸一、二、四から七まで、七の一、字御所蒔二、四から八まで、一一から一六まで、一八、一九の一、一九の二、二一、二二、字弁才天五、六、九から一一まで、三三、三五から三八まで、平山字大久保四、五、七の一、八の一から八の三まで、九、一五の一、一六の一、一八の一、字タキノ口八の三、一〇、一一の三、一一の五から一一の九まで、一二から一四まで、字軒山七の一、八、一二、一七、一八、東栄町大字足込字西川合二二、三九から四一まで、四三、四四、四四の一、四五、四五の一、四六、四七、四八の二、四九、五二、五三、字大原七六、七六の一、七七の五、字吐原四九、五〇、五一の一、五一の二、五二、五二の二、五二の三、六〇

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛知県庁及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第六百八十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年三月二十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場

所　愛知県岡崎市須淵町字水戸野二八、字杉ノ入三、字鹿草四の一、三四の二、三八、三九、鍛埜町字坂口二八、二八の一、三一、大高味町字水戸野三四、南大須町字神原日陽四六、四七、四九

(二)　保安林として指定された目的　水源の涵養

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。

(2)　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3)　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

二　(一)　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場

所　愛知県岡崎市明見町字妙慶一一〇の一から一一〇の三まで、一一一の一、一一二、夏山町字井戸入六九、七〇、七四、七五、七六の三、八七、八七の一から八七の五まで、八七の八、八七の一三から八七の一六まで、八七の二〇、八七の二二から八七の二六まで、八七の二八、九〇、九一、九四、九六、九九、一〇六、一〇九、一一〇、一一〇の一から一一〇の四まで、一一〇の四の一、一一〇の五から一一〇の一一まで、一一一の五から一一一の七まで、一一三の三、一一三の四、字峠田二三の六・二三の八（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、字峯坂二、三、二〇の三、二〇の四、二〇の六、二一、三一の一六、石原町字梅ノ入六、二〇、三〇から三二まで、三四、三八・四一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、四三の四、四三の六、四六、五三、字宮ノ入一三、一三の一、一九、三四、三五、三七、四一、四四の六、四四の二九、四四の三二、四四の三五、四五、五三、五五、四四の五・四四の一六・四四の一七・四四の二〇・四四の二七・四四の三四（以上六筆について次の図に示す部分に限る。）、字宮脇一の五、一の七、一の一二、一の一四、一の一六、一の一七、一の二三、一の二五、一の二七、七、一五、一六の一、一八、二三、三一、四三、五一、六六、八四、八五の一、一の一八・二・九・一〇・二〇・二一・五二・六五・六九・七〇・八三（以上十一筆について次の図に示す部分に限る。）、字室合内一七・一九・七三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字市城一の五四（次の図に示す部分に限る。）、箱柳町字下八、毛呂町字東田二四（次の図に示す部分に限る。）、二七、三四、三五、駒立町字ナカサラタ一七の一、二八の一、二八の二、宮崎町字杣坂通九一の四、九六の二、九六の三、一〇一の一、米河内町字平地八九、九九から一〇二まで、高隆寺町字阿世保一〇、真福寺町字南谷一八の一、一八の二、一九、二三、二六、鍛埜町字カクレヤ三、三の一から三の三まで、四、六の一から六の五まで、七、九から一一まで、四六の一、四七、四八、五〇、五一、五二の一から五二の三まで、五三の三、西尾市吉良町宮迫御栗山一の一八一から一の一八三まで、一の一八五、一の一八六、一の六四二、東幡豆町入会山一の一〇一、一の二一五・一の二三四・一の二三五（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、東前田三一の一六、三二の二、烏帽子山一八の二四から一八の二七まで、小廻四の一・四の二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、二七、額田郡幸田町大字長嶺字笹口三二の一、大字大草字鷲ヶ入三の三四、三の七二、三の七七

(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

(三)　変更後の指定施業要件

1　立木の伐採の方法

(1)　主伐に係る伐採種は、定めない。